

医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行
発行人 長田 昭夫

〒680 - 8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内
電話 (0857) 27 - 5565



ご挨拶

鳥取県医師国民健康保険組合

理事長 長田 昭夫

深緑の候 組合員の皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当組合の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の医療保険制度改革の基本方針に基づき平成16年度は、全ての国保組合の加入者を対象とした「所得調査」が実施されることになりました。これは、被保険者の所得状況を把握し、その組合の財政力を評価し、国庫補助金の在り方を検討するため実施される調査です。平成6年に実施

して以来、10年振りの調査となります。

具体的には、調査対象となられた被保険者の方に市町村が発行する所得証明書・納税通知書等を当組合へ提出していただくこととなります。

手続きの煩雑さ、個人情報の問題等、組合員の皆様へご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

先日の組合会で16年度の予算を承認していただいたところですが、新年度になつてから賦課された老人保健拠出金が大幅に増加いたし

ました。それに加えて、順調に船出した自家診療の医療費がここに来て予想以上に増えていることから、早

速見直し又は保険料の値上げを迫られるなどの状況さえ生じている現状です。スタートしたばかりの自家診療を存続させるべきか否か、

組合員各位の良識ある判断の上になつて、慎重に今後の方向性を探つてゆきたいと考えます。

また、健康増進法の施行により、健康づくりに取り組む義務が保険者に課せられたことを受け、本年度は保健事業の充実強化を図らなければなりません。

今後の改革の行方を見極めながら、健全な組合運営を目指しますので、組合員各位のご協力を切に期待いたします

平成16年度事業計画、

予算等決定

鳥取県医師国民健康保険組合は、去る2月28日に組合会を開催し、平成16年度からの新役員を選出を行う

とともに、16年度の事業計画、歳入歳出予算等の諸議案を決定しました。概要は別記のとおりです。

新役員名簿

役職名	氏名	新・再の別
理事長	長田 昭夫	再
副理事長	大石 徹	〃
常務理事	岡空 謙之輔	〃
理事	岡本 公男	〃
〃	梅澤 潤一	〃
〃	富長 将人	〃
〃	木村 禎宏	〃
〃	池田 宣之麿	〃
〃	天野 道麿	〃
〃	宮崎 博実	〃
監事	渡辺 憲	〃
〃	石田 浩司	〃

平成16年度鳥取県医師国民健

康保険組合事業計画について

16年度の事業計画については、基本方針に基づき、昨年の事業を展開いたします。

国の医療保険制度改革の基本方針に、国保組合の在り方、小規模・財政窮迫の再編・統合、国庫

基本方針

財政の在り方の見直しの三

点が検討課題としてあげられております。また、高齢者医療制度については、75歳以上の被保険者は、所属組合を離脱し新しい制度に入することに、被保険者の減少が予想されます。

このように国保組合を取り巻く情勢は厳しさを増していますが、当組合では、昨年10月から実施の自家診療も順調に推移しており、

8割給付を継続することができました。健康増進法の施行により、健康づくりに取り組む義務が被保険者に課せられました。これを受け、本年度は保健事業の充実強化を図ります。

医療保険制度改革を見極めながら、組合の健全な財政基盤の確立と給付の充実に努めてまいります。

割引契約保養施設について

全協(全国国民健康保険組合協会)において、国保組合の被保険者の方々の利便と健康づくりを支援するため、国民年金福祉施設や厚生年金福祉施設と平成14年4月1日から割引料金で利用できるように協定しております。

施設の詳細は、組合にパンフレットがありますので、ご請求下さい。

被保険者数一覧表

(平成16年5月1日現在)

	組 合 員	家 族	従 業 員	計
被 保 険 者 数 (人)	514	1,032	318	1,864
老 健 該 当 者 数 (人)	137	131	4	272
そ の 割 合 (%)	26.7	12.7	1.3	14.6
介 護 保 険 第 2 号 該 当 者 数 (人)	292	219	125	636
そ の 割 合 (%)	56.8	21.2	39.3	34.1

平成16年度歳入歳出予算

第1 総括表

歳入

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増減額
1. 国民健康保険料		231,394	227,798	3,596
	1. 国民健康保険料	231,394	227,798	3,596
2. 国庫支出金		73,986	58,993	14,993
	1. 国庫負担金	2,186	2,262	76
	2. 国庫補助金	71,800	56,731	15,069
3. 連合会支出金		1	1	0
	1. 連合会補助金	1	1	0
4. 共同事業交付金		10,000	1	9,999
	1. 共同事業交付金	10,000	1	9,999
5. 財産収入		300	300	0
	1. 財産運用収入	300	300	0
6. 繰入金		2	2	0
	1. 準備金繰入金	1	1	0
	2. 積立金繰入金	1	1	0
7. 繰越金		90,000	71,755	18,245
	1. 繰越金	90,000	71,755	18,245
8. 諸収入		150	150	0
	1. 預金利子	50	50	0
	2. 雑収入	100	100	0
合 計		405,833	359,000	46,833

歳出

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増減額
1. 組合会費		2,100	2,100	0
	1. 組合会費	2,100	2,100	0
2. 総務費		23,840	24,940	1,100
	1. 総務管理費	23,840	24,940	1,100
3. 保険給付費		239,400	194,200	45,200
	1. 療養諸費	205,200	164,400	40,800
	2. 高額療養費	11,300	9,000	2,300
	3. 移送諸費	300	600	300
	4. 出産育児諸費	3,000	3,000	0
	5. 葬祭諸費	3,500	3,500	0
	6. 傷病手当金	4,000	4,000	0
	7. 療養附加金	12,100	9,700	2,400
4. 老人保健拠出金		79,000	54,000	25,000
	1. 老人保健拠出金	79,000	54,000	25,000
5. 介護納付金		27,500	22,000	5,500
	1. 介護納付金	27,500	22,000	5,500
6. 共同事業拠出金		3,610	2,810	800
	1. 共同事業拠出金	3,610	2,810	800
7. 保健事業費		6,300	6,000	300
	1. 保健事業費	6,300	6,000	300
8. 基金積立金		300	300	0
	1. 準備金等積立金	300	300	0
9. 諸支出金		800	700	100
	1. 償還金及び還付加算金	239	149	90
	2. 過年度支出金	1	1	0
	3. 地区医師会事務費交付金	560	550	10
10. 予備費		22,983	51,950	28,967
	1. 予備費	22,983	51,950	28,967
合 計		405,833	359,000	46,833

歳入歳出差引残額なし

医師国保からのお願い

**老人保健法第25条第1項
第2号(障害認定)について**

老人保健法第25条第1項第2号の認定を受けた方について、組合はその人数を把握しなければなりません。しかし、この障害者認定を受けた方については、組合では届出がないと分かりませんので、認定を受けた方は、その旨を組合へお知らせ下さるよう(電話など)お願い致します。

70歳に到達する方について

平成14年10月1日以降に満70歳になられる方は75歳になるまで老人保健法の対象者ではなく、前期高齢者として医療費の1割を負担することになりました。ただし、一定以上の所得(課税所得124万円以上)がある方は2割負担となります。

平成14年10月1日以降に満70歳になられる方は75歳になるまで老人保健法の対象者ではなく、前期高齢者として医療費の1割を負担することになりました。ただし、一定以上の所得(課税所得124万円以上)がある方は2割負担となります。

当組合では、被保険者で前期高齢者に該当する方の自己負担割合を決定するため、該当する方全員から「住民税(非)課税証明書」を提出していただくことに

上記該当者と同じ世帯に当組合の満70歳以上の加入者がいる場合には、その方全員の「住民税(非)課税証明書」等(課税標準額の記入のあるもの)

鳥取県医師国民健康保険組合現金給付一覧

組合の保険給付のうち現金給付は次のとおりです。該当の生じた場合は組合にご連絡下さい。

項目	支給額等		
療養費 海外療養費 (老健対象者を除く)	事情により保険医療機関以外の医療機関に受診した場合又は被保険者証を持ち合わせていなかったこと等により、全額を自己負担した場合。その他治療用装具代など。 海外渡航中に発生した治療費(申請には医療費明細と領収書が必要です。)		
高額療養費 (老健対象者を除く)	入院などの高額医療のため、同一月内・医療機関毎・入院外来毎の一部負担額(組合員と従業員は2割、家族は3割(前期高齢者の一般所得者は1割))が一定額(自己負担限度額)を超える場合に、超過額が高額療養費の支給対象となります。		
療養附加金 (老健対象者を除く)	被保険者が療養の給付を受けたとき、同一の保険医療機関又は保険薬局で、次の額を超える自己負担を支払った場合には療養附加金として支給する。ただし、その附加金の額が1,000円未満の場合は支給しないものとする。 入院の場合 月額21,000円を超えた額。 入院外の場合 月額5,000円を超えた額。 なお、高額療養費の該当分については、自己負担の限度額から療養附加金の足切り額の21,000円、又は5,000円を控除して得た額を支給。 被保険者が公費負担制度の適用医療受給者である場合には、療養附加金の支給は行わないものとする。		
移送費 (老健対象者を除く)	治療上の必要により医療機関に移送(厚労省令規定の場合に限る)された場合に支給対象となります。 支給額=厚労省令の定めるところにより算定した額。		
出産育児一時金	(組) 300,000円	(家) 300,000円	(准) 300,000円
葬祭費	(組) 300,000円	(組合員家族) 50,000円 (准組合員家族) 20,000円	(准) 50,000円
傷病手当金	組合員 1日 3,000円 180日限度 准組合員 1日 1,000円 180日限度		
その他ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ご不明の点は組合事務局にご照会下さい。詳しい申請要領等は申請用紙送付の際にご案内いたします。 ・なお、老健対象者の療養費・高額療養費・移送費は市町村から支給を受けることになります。 ・給付を受ける権利は2年を経過すると時効となります。ご注意願います。 		